

障害者虐待の防止と対応

《障害者虐待防止マニュアル》

市民向け

帯広市

平成25年11月作成

はじめに

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」といいます。）が、平成23年6月14日に衆議院、17日に参議院においてそれぞれ全会一致で可決され、平成24年10月1日に施行されました。

この法律の目的は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって虐待を防止することが極めて重要であることから、虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障害者に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援などを行うことにより障害者の権利利益の擁護に資することとされています。

この目的を実現するために、国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、使用者などに障害者虐待の防止等のための責務を課するとともに、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対する通報義務を課しています。

この法律の制定を受け、帯広市では平成24年12月に「帯広市障害者虐待防止ネットワーク会議」を設置し、関係機関・団体、民間事業所等との効果的な連携協力体制の構築を図っています。

また、養護者による障害者虐待の防止と対応について、市民向けにこのマニュアルを作成いたしました。市民の皆様をはじめ、障害福祉サービス事業所の職員の方々など多くの皆様のご協力により、障害者虐待の防止、虐待の早期発見や障害者の保護、養護者へのより適切な支援などが推進されることを期待しております。

< 目次 >

I 障害者虐待とは	
1 障害者虐待の定義 -----	1
2 通報、相談・届出先 -----	1
II 障害者虐待の種類	
1 養護者による障害者虐待 -----	2
2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待 -----	2
3 使用者による障害者虐待 -----	2
《養護者・障害者福祉施設従事者等・使用者による虐待行為》 -----	3
※ 障害者虐待の例 -----	4
【参考】障害者虐待が発生した場合の対応（帯広市） -----	5
III 虐待の早期発見	
1 障害者虐待発見チェックリスト ～ 早期発見に向けて -----	6
2 障害者虐待の判断に当たってのポイント	
(1) 虐待をしているという「自覚」は問わない -----	8
(2) 障害者本人の「自覚」は問わない -----	8
(3) 親や家族の意向が障害者本人のニーズと異なる場合がある -----	8
【参考】障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲 -----	9
IV 養護者による障害者虐待への対応	
フロー図 養護者による障害者虐待が発生した場合の対応（帯広市） -----	10
1 虐待相談、通報・届出があった場合	
(1) 虐待に関する詳細な聞き取り ～ 「相談・通報・届出票」の作成 -----	11
(2) コアメンバー会議による対応方針の協議 -----	12
(3) 事実確認、訪問調査 -----	13
(4) 個別ケース会議の開催による援助方針の決定 -----	14
(5) 立入調査 -----	15
(6) 積極的な介入の必要性が高い場合の対応 -----	16
(7) その他の障害者支援 -----	17
(8) 養護者（家族等）への支援 -----	17
(9) モニタリング・虐待対応の終結 -----	18
2 財産上の不当取引による被害の防止 -----	19
3 成年後見制度の活用 -----	20
4 他の虐待（障害者福祉施設従事者等による虐待・使用者による虐待） -----	20
立入調査の身分証明書 -----	21
参考資料	
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 -----	22

I 障害者虐待とは

1 「障害者虐待」の定義

(第2条第2項)

障害者虐待防止法では、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としています。

障害者手帳所持の有無は要件としておらず、年齢による区別はなく18歳未満の方や65歳以上の方も含まれます。

障害者虐待防止法では、障害者虐待を3つに定義しています。

- ア) 養護者による障害者虐待
- イ) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
- ウ) 使用者による障害者虐待

また、第3条では「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。」と規定され、より広く虐待行為が禁止されています。

2 通報、相談・届出先

(第6条、第7条、第16条、第22条)

市民の通報の義務

障害者虐待防止法では、障害者虐待を受けたと思われる者を発見した人は、速やかに市町村に通報するよう義務づけられています。

身近に起こりうる問題ですが発見が遅れてしまうことは少なくありません。「もしかして」の状況での連絡が大切ですので、市民の皆さんのご協力をお願いいたします。

(虐待発見のため6ページのチェックリストをご覧ください。)

虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合は、速やかに下記まで通報などをお願いいたします。

障害者の虐待に関する通報、相談・届出先

※ 帯広市障害者虐待防止センター 電話 080-8295-1051

または

◇ [平日 8時45分～17時30分]

帯広市 保健福祉部 障害福祉課 電話 65-4147

FAX 23-0179

(通報等があった場合、緊急対応などが適切に行えるよう保健福祉部障害福祉課職員のコアメンバーによる体制を整え、事案の緊急度等に応じて対応します。時間外に緊急対応を行う場合には、担当職員(複数体制)を決定し、速やかに積極的介入の必要性の判断を行います。)

Ⅱ 障害者虐待の種類

1 養護者による障害者虐待

(第2条、第7～14条)

「養護者による障害者虐待」について、「養護者」とは、身の世話や身体介助、金銭の管理などを行っている障害者の家族、親族、同居人等が該当します。また、同居していなくても、現に身の世話をしている親族・知人などが養護者に該当する場合があります。

「養護者による障害者虐待」とは、養護者が養護する障害者に対して行う次ページのいずれかに該当する行為とされています。

なお、経済的虐待については、養護者のみならず障害者の親族による行為も含まれます。

《養護者・障害者福祉施設従事者等・使用者による虐待行為》 ⇒ 次ページ参照

(18歳未満の障害児に対する養護者の虐待は、総則など全般的な規定や養護者の支援については障害者虐待防止法に規定されていますが、通報や通報に対する虐待対応については、児童虐待防止法が適用されます。)

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

(第2条、第15～20条)

「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者とされ、障害者福祉施設従事者等による虐待として、障害福祉サービス事業、相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホーム等に従事する者による次ページのいずれかに該当する行為とされています。

《養護者・障害者福祉施設従事者等・使用者による虐待行為》 ⇒ 次ページ参照

(高齢者関係施設等の利用者に対する虐待については、65歳未満の障害者に対するものも含めて高齢者虐待防止法が適用され、児童福祉施設の入所者に対する虐待については、18歳以上の障害者に対するものも含めて児童福祉法が適用されます。)

3 使用者による障害者虐待

(第2条、第21～28条)

障害者虐待防止法では、使用者による障害者虐待の防止についても規定されています。

「使用者」とは、「障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者、その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者」とされています。

この場合の事業主には、派遣労働者による役務の提供を受ける事業主など政令で定める事業主は含まれ、国及び地方公共団体は含まれていません。

使用者による障害者虐待とは、使用者が行う次ページのいずれかに該当する行為とされているほか、他の労働者による「身体的虐待」、「性的虐待」、「心理的虐待」などを放置している場合も「放棄・放置」に当たります。

《養護者・障害者福祉施設従事者等・使用者による虐待行為》 ⇒ 下記参照

(使用者による障害者虐待については、年齢に関わらず(18歳未満や65歳以上でも)障害者虐待防止法が適用されます。)

《養護者・障害者福祉施設従事者等・使用者による虐待行為》

① 身体的虐待	共通	障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
② 性的虐待	共通	障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
③ 心理的虐待	養護者	障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
	障害者福祉施設従事者等	障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は <u>不当な差別的言動</u> その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
	使用者	
④ 放棄・放置(ネグレクト)	養護者	障害者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
	障害者福祉施設従事者等	障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、 <u>他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置</u> <u>その他障害者を養護すべき職務上の義務</u> を著しく怠ること。
	使用者	障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、 <u>他の労働者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置</u> <u>その他これらに準ずる行為</u> を行なうこと。
⑤ 経済的虐待	養護者	養護者又は障害者親族が当該障害者の財産を不当に処分すること、その他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。
	障害者福祉施設従事者等	障害者の財産を不当に処分すること、その他障害者から不当に財産上の利益を得ること。
	使用者	

※ 障害者虐待の例

<p>① 身体的虐待</p>	<p>暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちする ・殴る ・蹴る ・壁に叩きつける ・つねる ・無理やり食べ物や飲み物を口に入れる ・やけど ・打撲させる ・身体拘束（柱や椅子やベッドに縛り付ける、医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する、ミトンやつなぎ服を着せる、部屋に閉じ込める、施設側の管理の都合で睡眠薬を服用させるなど）
<p>② 性的虐待</p>	<p>性的な行為やその強要（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある）</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性交 ・性器への接触 ・性的行為を強要する ・裸にする ・キスする ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する ・わいせつな映像を見せる
<p>③ 心理的虐待</p>	<p>脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「バカ」「あほ」など障害者を侮辱する言葉を浴びせる ・怒鳴る ・ののしる ・悪口を言う ・仲間に入れない ・子ども扱いする ・人格をおとしめるような扱いをする ・話しかけているのに意図的に無視する
<p>④ 放棄 ・ 放置</p>	<p>食事や排泄、入浴、洗濯など身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない、などによって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事や水分を十分に与えない ・食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している ・あまり入浴させない ・汚れた服を着させ続ける ・排泄の介助をしない ・髪や爪が伸び放題 ・室内の掃除をしない ・ごみを放置したままにしてあるなど劣悪な住環境の中で生活させる ・病気やけがをしても受診させない ・学校に行かせない ・制限する ・必要な福祉サービスを受けさせない ・同居人による身体的虐待や心理的虐待を放置する
<p>⑤ 経済的虐待</p>	<p>本人の同意なしに（あるいはだますなどして）財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金や賃金を渡さない ・本人の同意なしに財産や預貯金を処分 ・運用する ・日常生活に必要な金銭を渡さない ・使わせない ・本人の同意なしに年金等を管理して渡さない

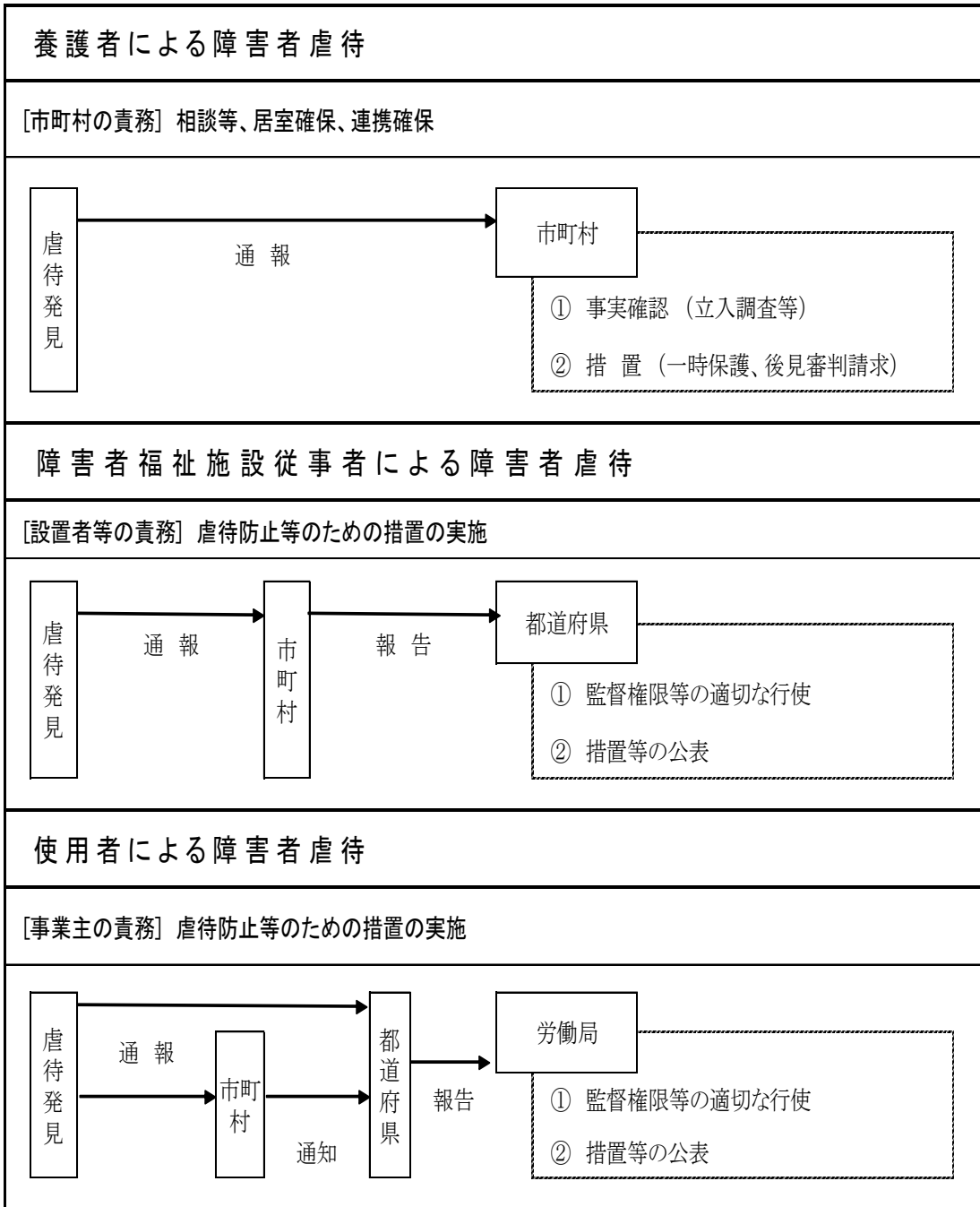
※ 「障害者虐待防止マニュアル」（NPO法人PandA・J）を参考に作成

【参考】

障害者虐待が発生した場合の対応（帯広市）

- ア) 養護者による障害者虐待
- イ) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
- ウ) 使用者による障害者虐待

（参考）障害者虐待防止等のスキーム



Ⅲ 虐待の早期発見

1 障害者虐待発見チェックリスト～早期発見に向けて

虐待を早期に発見するためには、障害者が不当な扱いや虐待を受けていることを見逃さないことが重要です。

早期発見のため、次のチェックリストで確認してください。

障害者が、障害福祉サービスを利用している場合には、担当の相談支援専門員や障害福祉サービス事業所の職員などは、障害者の身体面や行動面での変化、養護者の様子の変化などを専門的な知識を持って常に観察し、早期発見に努めてください。

【参考】

障害者虐待発見チェックリスト

虐待していても本人にはその自覚のない場合や、虐待されていても障害者自らSOSを訴えないことがよくありますので、小さな兆候を見逃さないことが大切です。

複数の項目に当てはまる場合は、疑いがそれだけ濃いと判断できます。

これらはあくまで例示なので、完全に当てはまらなくても虐待がないと即断すべきではありません。類似の「サイン」にも注意深く目を向ける必要があります。

<身体的虐待のサイン>

- 身体に小さな傷が頻繁にみられる
- 太ももの内側や上腕部の内側、背中などに傷やみみずばれがみられる
- 回復状態がさまざまに違う傷、あざがある
- 頭、顔、頭皮などに傷がある
- お尻、手のひら、背中などに火傷や火傷の跡がある
- 急におびえたり、こわがったりする
- 「こわい」「嫌だ」と施設や職場へ行きたがらない
- 傷やあざの説明のつじつまが合わない
- 手をあげると、頭をかばうような格好をする
- おびえた表情をよくする、急に不安がる、震える
- 自分で頭をたたく、突然泣き出すことがよくある
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- 医師や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない

<性的虐待のサイン>

- 不自然な歩き方をする、座位を保つことが困難になる
- 肛門や性器からの出血、傷がみられる
- 性器の痛み、かゆみを訴える
- 急におびえたり、こわがったりする

- 周囲の人の体をさわるようになる
- 卑猥な言葉を発するようになる
- ひと目を避けたがる、一人で部屋にいたがるようになる
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- 眠れない、不規則な睡眠、夢にうなされる
- 性器を自分でよくいじるようになる

<心理的虐待のサイン>

- かきむしり、かみつきなど、攻撃的な態度がみられる
- 不規則な睡眠、夢にうなされる、眠ることへの恐怖、過度の睡眠などがみられる
- 身体を萎縮させる
- おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどパニック症状を起こす
- 食欲の変化が激しい、摂食障害（過食、拒食）がみられる
- 自傷行為がみられる
- 無力感、あきらめ、なげやりな様子になる、顔の表情がなくなる
- 体重が不自然に増えたり、減ったりする

<放棄・放置のサイン>

- 身体から異臭、汚れがひどい髪、爪が伸びて汚い、皮膚の潰瘍
- 部屋から異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、ゴミを放置している
- ずっと同じ服を着ている、汚れたままのシーツ、濡れたままの下着
- 体重が増えない、お菓子しか食べていない、よそではガツガツ食べる
- 過度に空腹を訴える、栄養失調が見て取れる
- 病气やけがをしても家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない
- 学校や職場に出てこない
- 支援者に会いたがらない、話したがらない

<経済的虐待のサイン>

- 働いて賃金を得ている、なのに貧しい身なりでお金を使っている様子がみられない
- 日常生活に必要な金銭を渡されていない
- 年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない
- サービスの利用料や生活費の支払いができない
- 資産の保有状況と生活状況との落差が激しい
- 親が本人の年金を管理し、遊興費や生活費に使っているように思える

※「障害者虐待防止マニュアル」（NPO法人PandA-J）を参考に作成

2 障害者虐待の判断に当たってのポイント

虐待であるかどうかの判断に当たっては、以下のようなポイントに留意します。

(1) 虐待をしているという「自覚」は問わない

障害者の虐待においては、養護者などが虐待をしているという自覚のある場合だけでなく、自分がやっていることが虐待に当たると気付いていない場合もあります。また、しつけ、指導、療育の名の下に不適切な行為が続けられていることもあるほか、「自傷・他害があるから仕方ない」ということが一方的な言い訳となっている場合もあります。

虐待している側の自覚は問いません。

虐待側に自覚がなくても、障害者は苦痛を感じたり、生活上困難な状況に置かれていたりすることがあります。

虐待しているという自覚がない場合には、その行為が虐待に当たるということを適切な方法で気付かせ、虐待の解消に向けて取り組む必要があります。

(2) 障害者本人の「自覚」は問わない

障害の特性から、自分のされていることが虐待だと認識できない場合があります。

また、長期間にわたって虐待を受けた場合などでは、障害者が無力感から諦めてしまっていることがあります。このように障害者本人から訴えの無いケースでは、周囲がより積極的に介入しないと、虐待が長期化したり深刻化したりする危険がありますので注意を要します。

(3) 親や家族の意向が障害者本人のニーズと異なる場合がある

施設や就労現場で発生した虐待の場合、障害者の家族への事実確認で「これくらいのことは仕方がない」と虐待する側を擁護したり、虐待の事実を否定したりすることがあります。

これは、障害者を預かって貰っているという家族の気持ちや、他に行き場がないという状況がそういう態度を取らせているとも考えられます。家族からの訴えがない場合であっても、虐待の客観的事実を確認して、障害者本人の支援を中心に考える必要があります。

【参考】

障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲

◇ 障害者虐待の発生場所における虐待防止法制を法別・年齢別に整理

- 障害者虐待防止法
- 児童虐待防止法
- 高齢者虐待防止

年齢	在宅 (養護者・保護者)	福祉施設					企業	学校 病院 保育所	
		障害者総合支援法		介護 保険法等	児童福祉法				
		障害福祉 サービス 事業所 (入所系・日中 系・訪問系・GH 等 含む)	相談 支援 事業所	高齢者 施設等 (入所系・通所 系・訪問系・居 住系等含む)	障害児 通所支援 事業所	障害児 入所 施設等 (注1)			障害児 相談支援 事業所
18歳未満	児童虐待 防止法 ○被虐待者の支 援 《都道府県》 ※※			—	障害者虐待 防止法 (省令) ○権限行使 《都道府県 ・市町村》	改正児童 福祉法 ○権限行使 《都道府県》	障害者虐待 防止法 (省令) ○権限行使 《都道府県 ・市町村》		
18歳以上 ～ 65歳未満	障害者虐待 防止法 ○被虐待者の支 援 《市町村》	障害者虐待 防止法 ○権限行使 《都道府県 ・市町村》	障害者虐待 防止法 ○権限行使 《都道府県 ・市町村》	— [特定疾病] 40歳以上	(20歳まで) (注2) —	[20歳まで]	—	障害者虐待 防止法 ○権限行使 《都道府県 労働局》	障害者虐待 防止法 ○間接的 防止措置 (施設長)
65歳以上	障害者虐待 防止法 高齢者虐待 防止法 ○被虐待者の支 援 《市町村》			高齢者虐待 防止法 ○権限行使 《市町村》	—	—	—		

※※ 養護者への支援は、被虐待者が18歳未満の場合でも必要に応じて障害者虐待防止法も適用される。

なお、配偶者から暴力を受けている場合は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の対象にもなる。

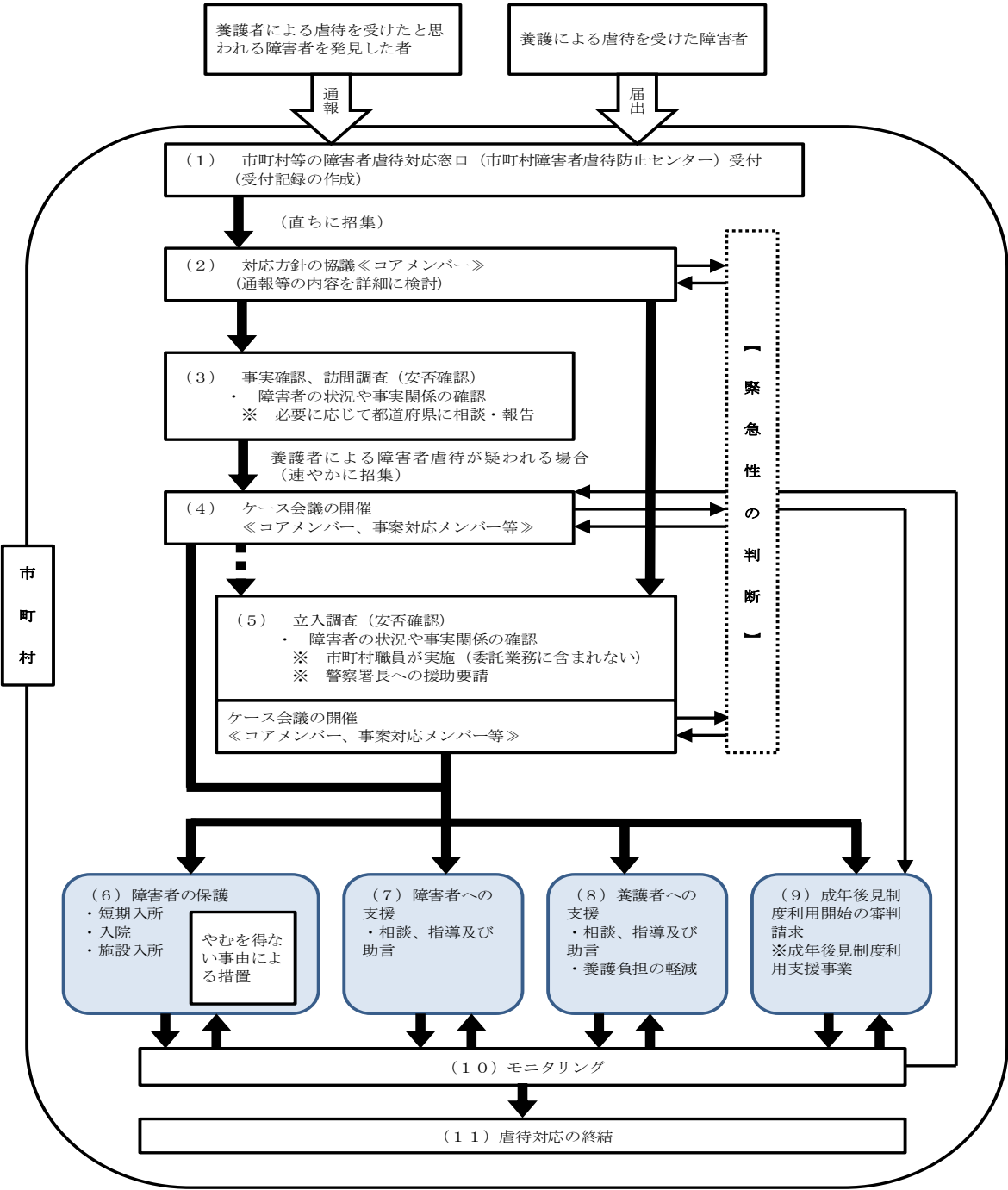
(注1) 里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設

(注2) 放課後等デイサービスのみ

養護者による障害者虐待への対応

IV 養護者による

障害者虐待が発生した場合の対応（帯広市）



1 虐待通報、相談・届出があった場合

(1) 虐待に関する詳細な聞き取り ～ 「相談・通報・届出票」の作成

障害者虐待に関する相談や通報・届出を受けたときは、虐待の状況や障害者・養護者等の状況、通報者の情報など可能な限り必要となる情報を聴取し、「相談・通報・届出票」を作成します。

あいまいに聞き取るのではなく、直接に見聞きしたのか、伝聞なのか、誰が何と言ったのかなどを確認しながら聞き取り、虐待の場所、日時、どのような虐待を何回したのかなど、具体的な内容を聞き取ります。

※ 聴き取りのポイント

ア 虐待の状況

- ・ 虐待の種類や程度、虐待の経過、緊急性の有無など

イ 障害者の状況

- ・ 障害者本人の氏名、居所、連絡先、心身の状況、意思表示能力

ウ 虐待者と家族の状況

- ・ 虐待者の状況、虐待者と障害者の関係、他

エ 障害福祉サービス等の利用状況や関係者の有無

- ・ 障害福祉サービス等の利用の有無など

オ 通報者の情報

- ・ 氏名、連絡先、障害者・養護者との関係等

通報時に通報者が虐待という言葉を使わない場合でも、相談を受けた職員は、障害者の状態など相談の内容から虐待が推測される場合には、その後の対応を念頭に置いて相談を進め、匿名による通報であっても、きちんと通報内容を聴くこととします。

※ 警察からの通報

警察庁では、平成24年9月5日に各都道府県警察に通達を発出し、警察活動に際し、障害者虐待事案を認知した場合には、虐待行為者の種別を問わず、市町村に通報することとされていますので、警察から「障害者虐待事案通報」があったケースにも適切に対応します。

(2) コアメンバー会議による対応方針の協議

通報等があった場合、保健福祉部障害福祉課の管理職等を中心としたコアメンバーにより「相談・通報・届出票」をもとに次の項目について決定します。

- ① 初動対応の決定
- ② 緊急性の判断

① 初動対応の決定

相談・通報・届出を受けたときには、直ちに虐待の疑いがあるかどうか及び緊急対応が必要な場合であるかどうかを受付記録をもとに、コアメンバーによって組織的に行います。

ここで、障害者や養護者・家族等の状況に関する更なる事実確認の方法や関係機関への連絡・情報提供依頼などに関する今後の対応方針、職員の役割分担などを決定します。

② 緊急性の判断について

受付記録の作成後（場合によっては形式的な受付記録の作成に先立ち）、直ちに相談等の受付者が保健福祉部障害福祉課の管理職等（コアメンバー）に相談し、判断を行います。

ア 緊急性の判断の際に留意すべき事項

緊急性の判断に当たっては、下記の事例をよく検討し、養護者への支援の視点も意識しつつ、障害者の安全確保が最優先であることに念頭に置き対応します。

- ・ 過去の通報や支援内容などに関する情報の確認
- ・ 虐待の状況や障害者の生命や身体への危険性

【参考】 緊急性が高いと判断できる状況（例）

- 生命が危ぶまれるような状況が確認される、もしくは予測される
 - ・ 骨折、頭蓋内出血、重症のやけどなどの深刻な身体的外傷
 - ・ 極端な栄養不良、脱水症状
 - ・ 「うめき声が聞こえる」などの深刻な状況が予測される情報
 - ・ 器物（刃物、食器など）を使った暴力もしくは脅しがあり、エスカレートすると生命の危険性が予測される
- 障害者本人が保護を求めている
 - ・ 障害者本人が明確に保護を求めている

イ 緊急性の判断後の対応

○ 緊急性があると判断したとき

- ・ 障害者の生命や身体に重大な危険が生じるおそれがあると判断した場合、早急に介入する必要があることから、措置を含めた保護方法を速やかに検討します。

○ 緊急性はないと判断したとき

- ・ 緊急性がないと判断できる場合には、その後の調査方針と担当者を決定します。
- ・ 情報が不足するなどから緊急性がないと確認できない場合には、障害者の安全が確認できるまで、さらに調査を進めます。

(3) 事実確認、訪問調査

① 事実確認の必要性

事案によっては、直ちに安全の確認や緊急措置入所が必要な場合もあると考えられることから状況に応じて対応し、休日・夜間に関わりなく、できる限り速やかに行います。

事実確認に当たっては、虐待を受けている障害者の安全の確認や、現在得られている虐待に関する情報のみでなく、障害者や養護者等の家族状況を全体的に把握し、支援方針に反映します。

訪問などによる事実確認の他、関係機関や関係者から情報収集し、障害者の状況ができるだけ客観的に確認するようにします。

② 事実確認で把握・確認すべき事項

訪問等により重要な情報について、複数の関係者から情報を得るようにします。

ア 虐待の状況

- ・ 虐待の種類や程度、虐待の具体的な状況、虐待の経過

イ 障害者の状況

- ・ 安全確認・・・関係機関や関係者の協力を得ながら、面会その他の方法で確認する。特に、緊急保護の要否を判断する上で障害者の心身の状況を直接観察することが有効であるため、基本的には面接によって確認を行う。
- ・ 身体状況・・・傷害部位及びその状況を具体的に記録する。慢性疾患等の有無や通院医療機関、障害福祉サービス等の利用等、関係機関との連携も図る。
- ・ 精神状態・・・虐待による精神的な影響が表情や行動に表れている可能性があるため、障害者の様子を記録する。
- ・ 生活環境・・・障害者が生活している居室等の生活環境を記録する。

ウ 障害者と家族の状況

- ・ 人間関係・・・障害者と養護者・家族等の人間関係を把握（関わり方等）
- ・ 養護者や同居人に関する情報
(年齢、職業、性格、行動パターン、生活歴、転居歴、虐待との関わりなど)

エ 障害福祉サービス等の利用状況

オ 関係機関からの情報収集

③ 訪問調査

虐待の事実を確認するため、原則として障害者の自宅を訪問して障害者の安全確認や心身の状況、養護者や家族等の状況を把握します。

ただし、訪問による面接調査は、養護者・家族等や障害者本人にとっては抵抗感が大きいいため、調査を拒否するケースなどの場合は、障害者や養護者・家族等と関わりのある機関や親族、知人、近隣住民などの協力を得ながら情報収集を行うなどして、円滑に調査が行えるようにします。

事実確認と情報収集のポイント

1) 原則として自宅を訪問する

- ・ 一方的に虐待者を悪と決めつけず、先入観を持たないで対応する。
- ・ 本人と虐待者は別々に対応する。
(本人と虐待者の担当者は分け、チームで対応する。)
- ・ 事案によっては、健康相談など別の理由による訪問とすることを検討する。
- ・ 虐待者に虐待を疑っていることがわからないよう対応する。
※ 虐待通報を受けての通報であることを明示する方が良い場合もあります。
- ・ プライバシー保護について説明する。

2) 収集した情報に基づいて確認を行う

- ・ 介護者の介護負担をねぎらいながら、問題を一緒に解決することを伝えながら情報収集に努める。
- ・ 関係者から広く情報を収集する。(家の状況、居室内の状況、本人の様子など)

3) 解決すべきことは何かを本人や虐待者の状況から判断する

- ・ 緊急分離か見守りか
- ・ 一時分離かサービス提供、家族支援か。
- ・ 介護負担軽減を図るプランを提案する。
- ・ 病院か施設か。
- ・ 自分の価値観で判断せず、組織的に判断します。

※「障害者虐待防止マニュアル」(NPO 法人 PandA-J) を参考に作成

④ 介入拒否がある場合の対応

調査や支援に対して拒否的な態度をとる養護者等には、抵抗感の少ない方法を優先的に検討し、様々な関係者との連携協力のもとで対処しますが、障害者の生命や身体に関する危険性が認められるなど緊急な介入が必要な場合には、養護者等の拒否的な態度に関わらず立入調査を含めて積極的な介入を行います。

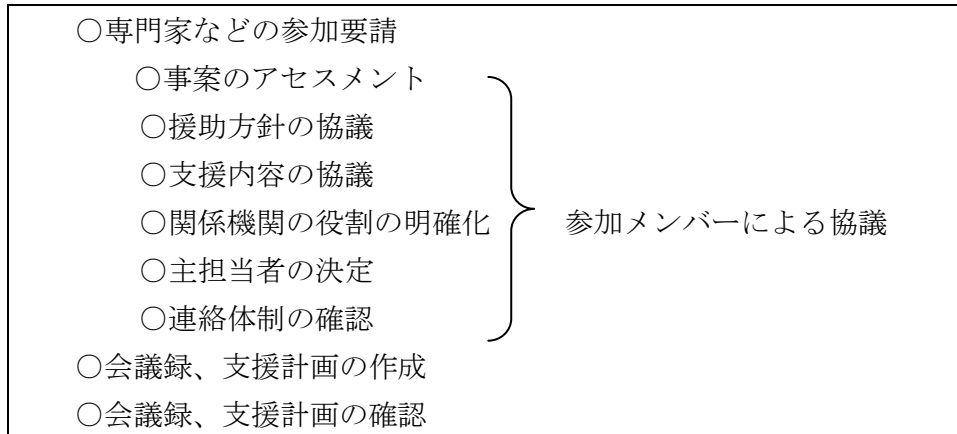
(4) 個別ケース会議の開催による援助方針の決定

訪問調査等による事実確認によって、障害者本人や養護者の状況を確認した後、個別ケース会議において事案に対する協議を行い、援助方針や支援者の役割について決定します。

① 個別ケース会議の開催

個別ケース会議の参加メンバーは保健福祉部障害福祉課のコアメンバーとし、必要に応じて関係機関等の協力を得るものとします。

個別ケース会議の実施内容



② 支援の必要度の判断

対応方法を検討する際には、障害者の生命や身体に危険性があるかどうか見極めることを最優先するとともに、虐待の程度を把握し、今後の進行を予測するなど様々な視点からの検討を行います。

個別ケース会議によるチームアセスメントを行い、支援の度合い（見守り・予防的支援、相談・調整・社会資源活用支援、保護・分離支援）の判断と状況によっては緊急保護を行うことを検討し、それ以外の場合は相談支援や養護者の支援などにより虐待の解消を図ります。

虐待の事実がないと判断される場合にも、障害者の安全が確認されるまで見守り的な支援を行ないます。

これらの判断に当たっては、正確な情報収集に基づき「緊急性」と「重大性」を評価し、それらを根拠に組織として判断します。

(5) 立入調査

障害者の生命又は身体にかかわる事態が生じている恐れがあるにもかかわらず、調査や介入が困難な場合には、行政権限として認められている立入調査を行います。

実施にあつては、立入調査の身分証明書を携帯した保健福祉部障害福祉課の複数の職員が行います。

障害者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ、帯広警察署長宛に援助依頼し、状況の説明や立入調査に関する事前協議を行うようにします。

立入調査が必要と判断される状況の例

- 1) 障害者の姿が長期にわたって確認できず、また養護者が訪問に応じないなど、接近する手がかりを得ることが困難と判断されたとき。
- 2) 障害者が居所内において物理的、強制的に拘束されていると判断されるような事態があるとき。

- 3) 何らかの団体や組織、あるいは個人が、障害者の福祉に反するような状況下で障害者を生活させたり、管理していると判断される時。
- 4) 過去に虐待歴や援助の経過があるなど、虐待の蓋然性が高いにもかかわらず、養護者が訪問者に障害者を会わせないなど非協力的な態度に終始している時。
- 5) 障害者の不自然な姿、けが、栄養不良、うめき声、泣き声などの目撃や確認されているにもかかわらず、養護者が他者の関わりに拒否的で接触そのものがない時。
- 6) 入院や医療的な措置が必要な障害者を養護者が無理やり連れ帰り、屋内に引きこもっているような時。
- 7) 入所施設などから無理やり引き取られ、養護者による加害や障害者の安全が懸念されるような時。
- 8) 養護者の言動や精神状態が不安定で、一緒にいる障害者の安否が懸念されるような事態にある時。
- 9) 家族全体が閉鎖的、孤立的な生活状況にあり、障害者の生活実態の把握が必要と判断されるような時。
- 10) その他、虐待の蓋然性が高いと判断されたり、障害者の権利や福祉上問題があると推定されるにもかかわらず、養護者が拒否的で実態把握や障害者の保護が困難である時。

(6) 積極的な介入の必要性が高い場合の対応

個別ケース会議において、生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくとなかなか重大な結果を招くことが予測されると判断された場合には、迅速かつ的確な対応を行います。

この場合、虐待を受けている障害者の生命の安全を確保することが最重要ですので、場合によっては障害者本人や養護者の意向に関わらず、速やかに市関係担当部局や関係機関に連絡するとともに、医療機関や必要が認められるときには警察への通報も行います。

① 保護の判断と実行

障害者の心身の状態、養護者の態度、室内の様子等を総合的に判断して、障害者の生命や身体に関わる危険が大きいときには、個別ケース会議等を通じ、関連機関・関係者との協議を行うなど、できる限り客観的で慎重な判断を行い、緊急入院や一時保護などを通じて、緊急に障害者と養護者を分離しなければならないことを伝え、養護者の意思に反する場合であっても実行に踏み切るものとします。

保護・分離の 方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約による障害福祉サービスの利用（短期入所、施設入所等） ・ やむを得ない事由等による措置（施設入所、短期入所等） ・ 医療機関への一時入院、一時保護
----------------------	---

② 面会の制限

障害者に対する虐待の防止や保護の観点から、事情によっては養護者との面会を制限することがあります。

(7) その他の障害者支援

個別ケース会議の結果、積極的な介入の必要性が高くないと判断される場合においても、虐待状況や要因、障害者本人や養護者等の状況に関するアセスメントに基づき適切な支援メニューを選定します。

その際、関係機関や地域資源が連携して、包括的に障害者支援を図ることが重要なことから、虐待を受けた障害者が地域で自立した生活を営むことができるよう、居住の場所の確保、就業の支援その他の必要な施策を講ずるものとします。

○ 適切な障害福祉サービス等の導入

障害者が適切な障害福祉サービスを受けていない場合には、障害者本人に対する支援及び養護者の介護負担の軽減の観点から、積極的にサービスの導入を図ります。

医療機関への受診が必要な場合には、専門医を紹介し、診断・治療につなげます。

経済的な困窮がある場合には、生活保護の担当者につなぎ、状況によっては職権による保護を検討します。就業が必要な場合には、就労関係機関と連携して対応します。

このほか、成年後見制度の活用等についても検討する必要があります。

(8) 養護者（家族等）への支援

① 養護者（家族等）支援の意義

障害者虐待事案への対応は、虐待を行っている養護者も何らかの支援が必要な状態にあること前提に対応することとなります。

障害者に重度の障害があったり、養護者に障害に関する介護の知識がないために介護疲れによって虐待が起きる場合や、家族間の人間関係の強弱、養護者自身が支援を要する障害の状態にあるなど、障害者虐待は様々な要因が絡み合っていると考えられます。

そのため、これらの要因をひとつひとつ分析し、養護者に対して適切な支援を行うことで、障害者に対する虐待も予防することができると考えられます。

虐待を行っている養護者を含む家族全体を支援する観点に立ち、養護者を支援できる障害福祉サービス等の活用などにより継続的に支援を行います。

養護者に対する支援を行う際には、以下の視点を持って対応することとなります。

ア 養護者との間に信頼関係を確立する

支援者は、養護者を含む家族全体を支援するという視点に立ち、養護者等との信頼関係を確立するように努める必要があります。そのためには、できれば障害者の保護等を

行う職員と養護者への支援を行う職員を分けることも検討します。

イ 家族関係の回復・生活の安定

支援の最終的な目標は、家族関係の回復や生活の安定にあります。援助開始後も定期的なモニタリングを行いながら継続的に関わって障害者や養護者・家族の状況を再評価し、最終目標につなげます。

ウ 養護者の介護負担・介護ストレスの軽減を図る

介護負担が虐待の場合には、障害福祉サービスや各種地域資源の利用、家族会等への参加、カウンセリングの利用を勧め、養護者等の介護負担やストレスの軽減を図ります。

特に、養護者の負担感が大きい場合には、短期入所や通所サービスなど、休息する時間が持てるサービスの積極的利用や障害福祉サービスの見直しなど養護者の状況の改善を図ることに努めます。

エ 養護者への専門的な支援

養護者や家族に障害等があり、支援を必要としている場合や経済的な問題を抱えていて債務整理が必要な場合などは、それぞれに適切な対応を図るため、専門機関からの支援を導入します。

オ 継続的な関わり

障害者が短期入所している間も、支援担当者は障害者本人と養護者等と定期的に関わりを持ち、今後の生活に対する希望などを把握しながらケース会議を通じて支援のための計画を作成するなど、適切な相談、助言等の支援を行います。

(9) モニタリング・虐待対応の終結

① 定期的なモニタリング

緊急的又は集中的な対応が一段落着いた後は、個別ケース会議の決定に基づき、状況に応じてモニタリングを行います。

市の担当職員や相談支援専門員等が定期的な訪問を継続し、関係機関からの聞き取りなどにより、障害者や養護者等の状況を把握します。

障害者と養護者等の状況を確認・再評価しながら相談に応じ、必要に応じて新たな支援を検討します。

② 関係機関との連携による対応

モニタリングは、関係機関が相互に協力連携しながら行ない、個別ケース会議において、事前に関係機関による役割分担や連絡体制等を明確にして対応します。

③ 再アセスメント・対応方針の修正

障害者や養護者等の状況が変化し、当初の対応方針では十分な対応ができなくなった場合には、速やかに関係機関との個別ケース会議を開催して、再アセスメント、対応方針の修正を行い、関係機関による援助内容を変更していきます。

④ 虐待対応の終結

虐待対応の終結は、虐待行為が解消されたことにより障害者虐待防止法による対応を行わなくなることです。

このときの判断基準は、虐待行為そのものの解消だけでなく、虐待の発生要因が除去されることにより虐待行為が発生しないと判断されたときです。

2 財産上の不当取引による被害の防止

養護者や障害者の親族、障害者福祉施設従事者等以外の第三者によって引き起こされた財産上の不当取引による被害について、相談に応じたり、消費生活センター等と定期的な情報交換を行うとともに、民生児童委員、相談支援専門員、居宅介護員等に対して不当取引に関する情報提供を行い、消費生活に関連する部署・機関との連携協力体制の構築を図ります。

相談窓口

帯広市消費生活アドバイスセンター

・電話 22-8393

- ・所在地 西4条南13丁目 とかちプラザ内
- ・相談日 火曜～土曜日 10時～17時
- ・定休日 日曜日、月曜日(月曜日が祝日の場合はその翌日)

3 成年後見制度等の活用

財産上の不当取引のように、経済的虐待と同様の行為が認められるときは、障害者の権利を擁護する方法として、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、積極的に成年後見制度につなげる支援を行ないます。

※ 成年後見制度の市町村長申立てについて

市町村長による申立てを行うに当たっては、市町村は、基本的には2親等内の親族の意思を確認すれば足りる取り扱いになっています。

(ただし、2親等以内の親族がいない場合であっても、3親等又は4親等の親族であって申立てをするものの存在が明らかである場合には、市町村長による申立ては行われなことが基本となります)

なお、虐待等の場合で、2親等内の親族が申立てに反対する場合も考えられます。そのような場合には、2親等内の親族がいたとしても、本人の保護を図るため、市町村長申立てが必要となる場合があります。

※ (参考) 「地域包括支援センター業務マニュアル」から

成年後見制度のほか、社会福祉協議会が実施している「日常自立支援事業」の「日常生活的金銭管理サービス」や「書類等の預かりサービス」利用なども検討します。

4 その他の虐待

- ・ 障害者福祉施設従事者等による虐待
- ・ 使用者による虐待

福祉施設や障害福祉サービス事業所などでの虐待、障害者の雇用先での虐待についても、市・障害福祉課へご連絡、ご相談ください。

養護者による虐待同様、関係機関とともに速やかに対応いたします。

立入調査の身分証明書 (表)

証 票	
第 ○○ 号	年 月 日 交付
所 属 氏 名	
上記の者は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第 11 条の規定による、立入調査を行う職員であることを証明する。	
帯広市長	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">市長印</div>

(裏)

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
(通報等を受けた場合の措置)

第 9 条 市町村は、第 7 条第 1 項の規定による通報又は障害者からの養護者による障害者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該障害者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第 3 5 条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「障害者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村は、第 7 条第 1 項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護が図られるよう、養護者による障害者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる障害者を一時的に保護するため迅速に当該市町村の設置する障害者支援施設又は障害者総合支援法第 5 条第 7 項の厚生労働省令で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）に入所させる等、適切に、身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 8 条第 1 項若しくは第 2 項又は知的障害者福祉法（昭和 3 5 年法律第 3 7 号）第 1 5 条の 4 若しくは第 1 6 条第 1 項第 2 号の規定による措置を講じるものとする。この場合において、当該障害者が身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者（以下「身体障害者」という。）及び知的障害者福祉法にいう知的障害者（以下「知的障害者」という。）以外の障害者であるときは、当該障害者を身体障害者又は知的障害者とみなして、身体障害者福祉法第 1 8 条第 1 項又は若しくは第 2 項又は知的障害者福祉法第 1 5 条の 4 若しくは第 1 6 条第 1 項第 2 号の規定を適用する。

3 市町村長は、第 7 条第 1 項の規定による通報又は第 1 項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援が図られるよう、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）第 5 1 条の 1 1 の 2 又は知的障害者福祉法第 2 8 条の規定により審判の請求をするものとする。
(立入調査)

第 1 1 条 市町村長は、養護者による障害者虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、障害者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

○ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

(平成 23 年法律第 79 号)

目次

- 第一章 総則（第一条－第六条）
- 第二章 養護者による障害者虐待の防止、養護者に対する支援等（第七条－第十四条）
- 第三章 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等（第十五条－第二十条）
- 第四章 使用者による障害者虐待の防止等（第二十一条－第二十八条）
- 第五章 就学する障害者等に対する虐待の防止等（第二十九条－第三十一条）
- 第六章 市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センター（第三十二条－第三十九条）
- 第七章 雑則（第四十条－第四十四条）
- 第八章 罰則（第四十五条・第四十六条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（定義）

- 第二条** この法律において「障害者」とは、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。
- 2 この法律において「障害者虐待」とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及び使用者による障害者虐待をいう。
- 3 この法律において「養護者」とは、障害者を現に養護する者であつて障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のものをいう。
- 4 この法律において「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）（以下「障害者福祉施設」という。）又は障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業、同条第十七項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業、同条第二十五項に規定する移動支援事業、同条第二十六項に規定する地域活動支援センターを営む事業若しくは同条第二十七項に規定する福祉ホームを営む事業その他厚生労働省令で定める事業（以下「障害福祉サービス事業等」という。）に係る業務に従事する者をいう。
- 5 この法律において「使用者」とは、障害者を雇用する事業主（当該障害者が派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）である場合において当該派遣労働者に係る労働者派遣（同条第一号に規定する労働者派遣をいう。）の役務の提供を受ける事業主そ

の他これに類するものとして政令で定める事業主を含み、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者をいう。

6 この法律において「養護者による障害者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者とその養護する障害者について行う次に掲げる行為

イ 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

ロ 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

ハ 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイからハまでに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

二 養護者又は障害者の親族が当該障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。

7 この法律において「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」とは、障害者福祉施設従事者等が、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。

一 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

二 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する他の障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける他の障害者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

8 この法律において「使用者による障害者虐待」とは、使用者が当該事業所に使用される障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。

一 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

二 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該事業所に使用される他の労働者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他これらに準ずる行為を行うこと。

五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

(障害者に対する虐待の禁止)

第三条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務等)

第四条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び自立の支援並びに適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的知識及び技術を有する人材その他必要な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に資するため、障害者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(障害者虐待の早期発見等)

第六条 国及び地方公共団体の障害者の福祉に関する事務を所掌する部局その他の関係機関は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることに鑑み、相互に緊密な連携を図りつつ、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

3 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止のための啓発活動並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による障害者虐待の防止、養護者に対する支援等

(養護者による障害者虐待に係る通報等)

第七条 養護者による障害者虐待（十八歳未満の障害者について行われるものを除く。以下この章において同じ。）を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項の規定による通報又は障害者からの養護者による障害者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該障害者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第三十五条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「市町村障害者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村は、第七条第一項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護が図られるよう、養護者による障害者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる障害者を一時的に保護するため迅速に当該市町村の設置する障害者支援施設又は障害者自立支援法第五条第六項の厚生労働省令で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）に入所させる等、適切に、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定による措置を講ずるものとする。この場合において、当該障害者が身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者（以下「身体障害者」という。）及び知的障害者福祉法にいう知的障害者

(以下「知的障害者」という。)以外の障害者であるときは、当該障害者を身体障害者又は知的障害者とみなして、身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定を適用する。

- 3 市町村長は、第七条第一項の規定による通報又は第一項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援が図られるよう、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五十一条の十一の二又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により審判の請求をするものとする。

(居室の確保)

第十条 市町村は、養護者による障害者虐待を受けた障害者について前条第二項の措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

第十一条 市町村長は、養護者による障害者虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、障害者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

- 2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該障害者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

- 2 市町村長は、障害者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。
- 3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、障害者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三百三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

第十三条 養護者による障害者虐待を受けた障害者について第九条第二項の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る障害者支援施設等若しくはのぞみの園の長若しくは当該措置に係る身体障害者福祉法第十八条第二項に規定する指定医療機関の管理者は、養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護の観点から、当該養護者による障害者虐待を行った養護者について当該障害者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

第十四条 市町村は、第三十二条第二項第二号に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に障害者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

第三章 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置)

第十五条 障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障

害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等)

第十六条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。
- 3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第十七条 市町村は、前条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する事項を、当該障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害者福祉施設又は当該障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害福祉サービス事業等の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

第十八条 市町村が第十六条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

(通報等を受けた場合の措置)

第十九条 市町村が第十六条第一項の規定による通報若しくは同条第二項の規定による届出を受け、又は都道府県が第十七条の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、障害者福祉施設の業務又は障害福祉サービス事業等の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る障害者に対する障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）、障害者自立支援法その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

(公表)

第二十条 都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章 使用者による障害者虐待の防止等

(使用者による障害者虐待の防止等のための措置)

第二十一条 障害者を雇用する事業主は、労働者の研修の実施、当該事業所に使用される障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の使用者による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(使用者による障害者虐待に係る通報等)

第二十二条 使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村又は都道府県に通報しなければならない。

- 2 使用者による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村又は都道府県に届け出ることができる。

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

4 労働者は、第一項の規定による通報又は第二項の規定による届出（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。）をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十三条 市町村は、前条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地の都道府県に通知しなければならない。

第二十四条 都道府県は、第二十二條第一項の規定による通報、同条第二項の規定による届出又は前条の規定による通知を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報、届出又は通知に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に報告しなければならない。

第二十五条 市町村又は都道府県が第二十二條第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村又は都道府県の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が第二十三條の規定による通知を受けた場合における当該通知を受けた都道府県の職員及び都道府県労働局が前条の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県労働局の職員についても、同様とする。

（報告を受けた場合の措置）

第二十六条 都道府県労働局が第二十四条の規定による報告を受けたときは、都道府県労働局長又は労働基準監督署長若しくは公共職業安定所長は、事業所における障害者の適正な労働条件及び雇用管理を確保することにより、当該報告に係る障害者に対する使用者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、当該報告に係る都道府県との連携を図りつつ、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第一百十二号）その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

（船員に関する特例）

第二十七条 船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員である障害者について行われる使用者による障害者虐待に係る前三條の規定の適用については、第二十四条中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令又は厚生労働省令」と、「当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関」と、第二十五条中「都道府県労働局」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関」と、前条中「都道府県労働局が」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関が」と、「都道府県労働局長又は労働基準監督署長若しくは公共職業安定所長」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関の長」と、「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）」とあるのは「船員法（昭和二十二年法律第百号）」とする。

（公表）

第二十八条 厚生労働大臣は、毎年度、使用者による障害者虐待の状況、使用者による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第五章 就学する障害者等に対する虐待の防止等

（就学する障害者に対する虐待の防止等）

第二十九条 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校又は同法第三十四条第一項に規定する各種学校をいう。以下同じ。）の長は、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、就学

する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(保育所等に通う障害者に対する虐待の防止等)

第三十条 保育所等（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所若しくは同法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの（少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第七条第一項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）の長は、保育所等の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、保育所等に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、保育所等に通う障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該保育所等に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止等)

第三十一条 医療機関（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所をいう。以下同じ。）の管理者は、医療機関の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、医療機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、医療機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該医療機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

第六章 市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センター

(市町村障害者虐待防止センター)

第三十二条 市町村は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該市町村が設置する施設において、当該部局又は施設が市町村障害者虐待防止センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村障害者虐待防止センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二条第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二条第二項の規定による届出を受理すること。
- 二 養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のため、障害者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うこと。
- 三 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと。

(市町村障害者虐待防止センターの業務の委託)

第三十三条 市町村は、市町村障害者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、前条第二項各号に掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

- 2 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 第一項の規定により第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二条第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二条第二項の規定による届出の受理に関する業務の委託を受けた者が第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二条第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二条第二項の規定による届出を受けた場合には、当該通報若しくは届出を受けた者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(市町村等における専門的に従事する職員の確保)

第三十四条 市町村及び前条第一項の規定による委託を受けた者は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するために、障害者の福祉又は権利の擁護に関し専門的知識又は経験を有し、かつ、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(市町村における連携協力体制の整備)

第三十五条 市町村は、養護者による障害者虐待の防止、養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、社会福祉法に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による障害者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(都道府県障害者権利擁護センター)

第三十六条 都道府県は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該都道府県が設置する施設において、当該部局又は施設が都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 都道府県障害者権利擁護センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第二十二条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受理すること。
- 二 この法律の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、助言その他必要な援助を行うこと。
- 三 障害者虐待を受けた障害者に関する各般の問題及び養護者に対する支援に関し、相談に応ずること又は相談を行う機関を紹介すること。
- 四 障害者虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援のため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報を収集し、分析し、及び提供すること。
- 六 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと。
- 七 その他障害者に対する虐待の防止等のために必要な支援を行うこと。

(都道府県障害者権利擁護センターの業務の委託)

第三十七条 都道府県は、第三十九条の規定により当該都道府県と連携協力する者（以下「都道府県障害者虐待対応協力者」という。）のうち適当と認められるものに、前条第二項第一号又は第三号から第七号までに掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

- 2 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 第一項の規定により第二十二条第一項の規定による通報又は同条第二項に規定する届出の受理に関する業務の委託

を受けた者が同条第一項の規定による通報又は同条第二項に規定する届出を受けた場合には、当該通報若しくは届出を受けた者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(都道府県等における専門的に従事する職員の確保)

第三十八条 都道府県及び前条第一項の規定による委託を受けた者は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するために、障害者の福祉又は権利の擁護に関し専門的知識又は経験を有し、かつ、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(都道府県における連携協力体制の整備)

第三十九条 都道府県は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、福祉事務所その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。

第七章 雑則

(周知)

第四十条 市町村又は都道府県は、市町村障害者虐待防止センター又は都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たす部局又は施設及び市町村障害者虐待対応協力者又は都道府県障害者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局又は施設及び市町村障害者虐待対応協力者又は都道府県障害者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(障害者虐待を受けた障害者の自立の支援)

第四十一条 国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者が地域において自立した生活を円滑に営むことができるよう、居住の場所の確保、就業の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第四十二条 国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、障害者虐待の予防及び早期発見のための方策、障害者虐待があった場合の適切な対応方法、養護者に対する支援の在り方その他障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援のために必要な事項についての調査及び研究を行うものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

第四十三条 市町村は、養護者、障害者の親族、障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で障害者で行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による障害者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は市町村障害者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による障害者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある障害者について、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一条の十一の二又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第四十四条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による障害者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第八章 罰則

第四十五条 第三十三条第二項又は第三十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十六条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは障害者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、学校、保育所等、医療機関、官公署等における障害者に対する虐待の防止等の体制の在り方並びに障害者の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、障害者を訪問して相談等を行う体制の充実強化その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援、養護者に対する支援等のための制度について、この法律の施行後三年を目途として、児童虐待、高齢者虐待、配偶者からの暴力等の防止等に関する法制度全般の見直しの状況を踏まえ、この法律の施行状況等を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の一部改正)

第三条 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「(定義等)」に改め、同条に次の一項を加える。

- 6 六十五歳未満の者であつて養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者（障害者基本法（昭和 四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。）については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

（調整規定）

第四条 この法律の施行の日が障害者基本法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第号）の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における第二条第一項及び前条の規定による改正後の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第二条第六項の規定の適用については、これらの規定中「第二条第一号」とあるのは、「第二条」とする。

帯広市障害者虐待防止マニュアル（市民向け）

発行・編集 帯広市保健福祉部障害福祉課

平成25年11月 第1刷発行

しょうがい ひと
障害のある人への
ぎゃくたい
虐待をなくそう！！

しょうがい ひと ぎゃくたい ぼあい
障害のある人への虐待は、いかなる場合でも、あってはならないことです。

しみん みなさま しょうがい ひと ぎゃくたい ほうし と く
市民の皆様の協力で、障害のある人への虐待の防止に取り組みましょう。

障害者の虐待に関する通報、相談・届出先

帯広市障害者虐待防止センター

電話 080-8295-1051

または

◇ [平日 8時45分～17時30分]

帯広市 保健福祉部 障害福祉課

電話 65-4147

FAX 23-0179